

信託期間に関する取扱規準

	1989年3月22日	制	定
	1992年12月9日	変	更
	1998年3月18日	変	更
	2001年10月2日	届	出
一部変更	2005年6月24日	届	出
一部変更	2013年7月11日	届	出
一部変更	2014年1月9日	届	出
一部変更	2015年7月3日	届	出

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

信託期間に関する取扱規準

(目的)

第1条 この規準は、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第11条第1項第5号に規定する事項として、信託期間に関する取扱いを定めることを目的とする。

(信託期間更新時の書類の提出)

第2条 受託者は、信託期間更新に伴い、必要があるときは、委託者に次の書類の提出を求めることができる。

- (1) 印鑑証明書（外国に居住する者については、これに準ずるもの）
- (2) 法人登記事項証明書
- (3) 住民票の写し（外国に居住する者については、これに準ずるもの）

(信託終了の通知等)

第3条 受託者は、信託期間満了日をもって信託が終了する委託者に対し、信託の終了を通知するものとする。

2 委託者は、信託終了の際、受託者に対し、金銭債務を有する場合は、受託者の指定する方法により、その債務を弁済しなければならない。

附 則

この規準は、2016年1月6日から施行する。